平成２７年（フ）第５４号
長野県岡谷市神明町１丁目９番33号
破産者　吉原　玲子
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第１７１号
愛知県江南市草井町宮西81番地
破産者　馬場　保明
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第９０７号
京都府宇治市槇島町目川100番地　山崎製パン（株）京都工場寮
破産者　鈴木　道一
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９２９号
京都市下京区西七条南中野町46番地　グランシャリオ206号
破産者　寺下　弘治
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４９６号
札幌市北区南あいの里５丁目３番７―203号、前住所神戸市東灘区森北町６丁目２番36号
破産者　福田　匡保
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５５８号
兵庫県尼崎市塚口町５丁目38番地の17、前住所兵庫県尼崎市富松町４丁目７番10―305号
破産者　松田　　淳
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５５９号
兵庫県尼崎市西難波町３丁目20番29号
破産者　松葉　忠義
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７６号
広島市東区戸坂千足２丁目３番７―301号
破産者　前原　政志
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１７号
広島市西区己斐上４丁目２番62―202号　ヴェル・デュール己斐
破産者　大濱　和美
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１６号
高知県高知市中万々292番地15、開始決定時住所・住民票上住所香川県綾歌郡宇多津町2571番地３（ウッドネスト宇多津Ⅱ―408）
破産者　弘野　裕也
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１０８号
愛媛県松山市空港通６丁目19番23号　サンビレッジ空港通Ｂ201号
破産者　吉澤　美圭
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０号
福岡県宮若市脇田104番地
破産者　安永　俊木
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第３００号
宮崎市清武町加納甲2302番地４
破産者　佐野ひとみ
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第５８号
岐阜県加茂郡白川町三川2548番地の２
破産者　満寿屋建設株式会社
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１４８号
（最後の住所）北海道釧路郡釧路町曙４丁目４番地８
破産者　被相続人亡藤田満広相続財産
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１６３号
静岡市葵区昭府２丁目15番23号
破産者　株式会社永和アルミ工業
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０号
（最後の住所）兵庫県宍粟市山崎町五十波17番地13
破産者　被相続人亡小寺弘芳相続財産
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所龍野支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１２号
大分市大字上宗方567番地の87（日生第５マンション105）
破産者　金當　吉則
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係